

# 令和5年度 ふれあい地域懇談会 次第 一 鎌倉・東地域

日時：令和5年（2023年）7月21日（金）

午前10時～12時

場所：鎌倉市役所 第3分庁舎 講堂

## 1 開 会

### 2 第一部：市長からの報告（約15分）

- (1) 市庁舎移転及び現庁舎の整備等について
- (2) 戸別収集の実施検討について
- (3) かまくらこども相談窓口「きらきら」について など

### 3 第二部：地域からの議題に関する懇談（約95分）

- (1) 鎌倉消防署移転計画の早期実現について
- (2) 消防署統廃合に伴う浄明寺出張所跡地の利活用について
- (3) 東御門川護岸改修工事について
- (4) 野村総研跡地にゴミ処理施設を建設して戴きたい
- (5) 市役所移転後の現庁舎の災害対応について
- (6) 扇ガ谷今小路の通学路としての安全性確保のために

## 4 閉 会

## 鎌倉地域（東地区）ふれあい地域懇談会（席次表）

日時： 令和5年7月21日（金）

午前 10時～正午

場所： 鎌倉市役所 講堂

（敬称略）

消防長 高木 守	都市整備部長 森 明彦	都市景観部長 古賀 久貴	まちづくり計画部長 林 浩一
環境部長 能條 裕子	鎌倉市長 松尾 崇	市民防災部長 永野 英樹	総務部長 内海 正彦

鎌倉地区自治組織連合会監事 十二所町内会 角田 正敬	山王台自治会 岩田 薫
鎌倉地区自治組織連合会副会長 浄明寺町内会 荒井 正	扇ガ谷下町自治会 平井 修
鎌倉地区自治組織連合会常任理事 西御門自治会 福井 敏一	御成町末広自治会 米里 文明
鎌倉ハイランド自治会 鴨田 達也	小町元町町内会 高橋 和雄
二階堂親和会 永井 隆	小町三丁目ノクタニ小路自治会 三矢 信二
大蔵自治会 立川 雄蔵	葛西ヶ谷保郷会一自治会 竹中 淳
八幡宮前自治会 元松 経男	泉が谷町内会 河内 正治
雪ノ下岩谷堂町内会 梶田 俊夫	扇ガ谷上町自治会 河内 隆一
横町町内会 小田切 知彦	小町上町明光自治会 白木 真理
巨福呂坂町内会 江副 興仁	鎌倉御成町マスターズハウス自治会 林 さち子

## 令和5年度 ふれあい地域懇談会

### 第1部 市長からの報告

鎌倉市長 松尾 崇

1

Kamakura City 鎌倉市

#### 1. 市庁舎移転及び現庁舎の 整備等について

2

## 鎌倉市役所移転に関する条例を提案

賛成 16 反対 10で、出席議員2/3に足らず否  
決

移転に向けた  
動きがわかりにくい

市民への情報共有が  
不足している

3

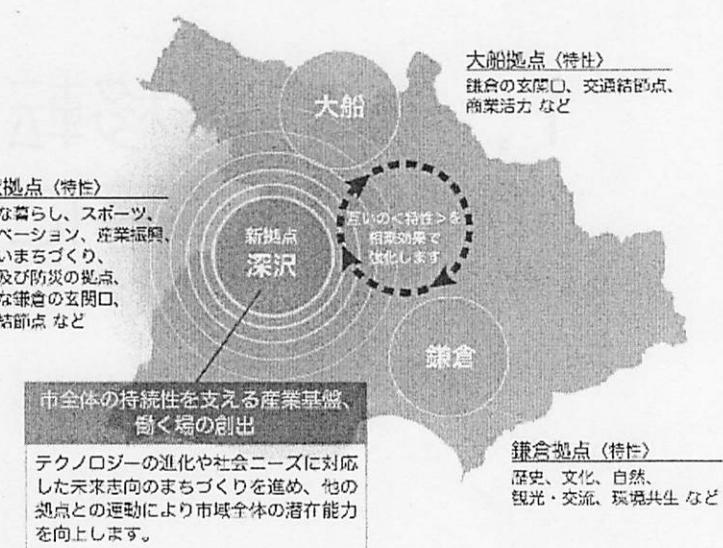
## なぜ 深沢のまちづくりを行うのか！？

昭和62年 深沢地区に約8.1 ha の国鉄清算事業団用地が誕生

第3の都市拠点を形成することで、

- ・人口減少、少子高齢化
- ・社会インフラ、公共施設の老朽化
- ・市の財政基盤の強化

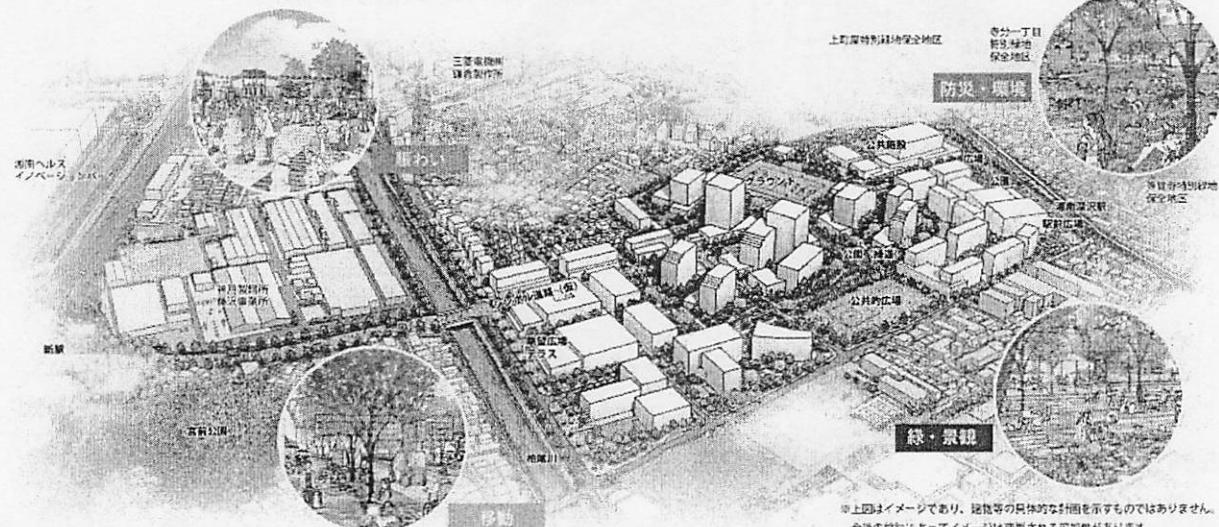
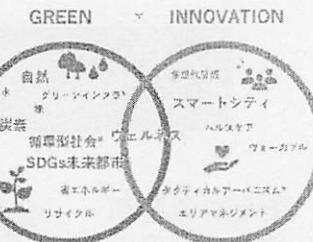
等の様々な課題に対応します。



4

## まちづくりのコンセプト

グリーン イノベーション  
**GREEN × INNOVATION 深沢**  
～地球の未来を守るために鎌倉深沢の新たな挑戦～



※上図はイメージであり、既往等の具体的な計画を示すものではありません。  
今後の実行によってイメージは変更される可能性があります。

5

まちの未来を考える

まちの土台  
を整える

まちの姿が  
見え始める

まちに賑わい  
が生まれる

2020年度  
令和2年度

2021年度  
令和3年度

2022年度  
令和4年度

2023・2024年度  
令和5・6年度

2028年度  
令和10年度

2032年度  
令和14年度

2033年度  
令和15年度

新駅舎意

都市計画決定

土地区画整理事業認可

工事着手

新駅舎開庁

新駅開業

工事完了

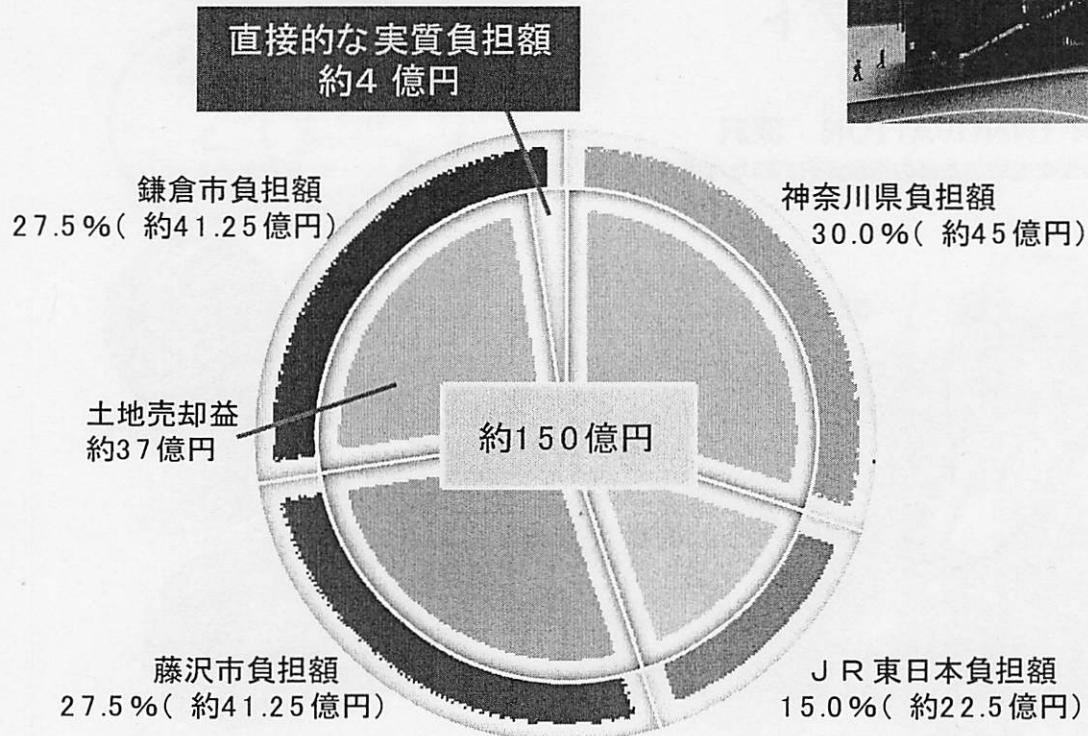
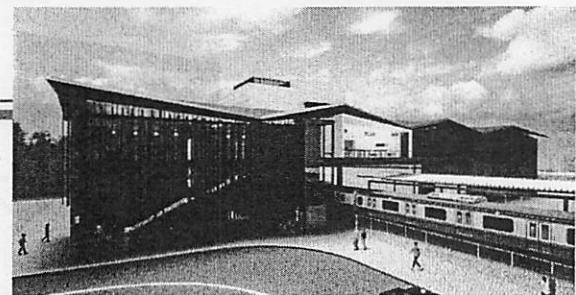
計画づくり

道路、橋、電気などインフラの工事

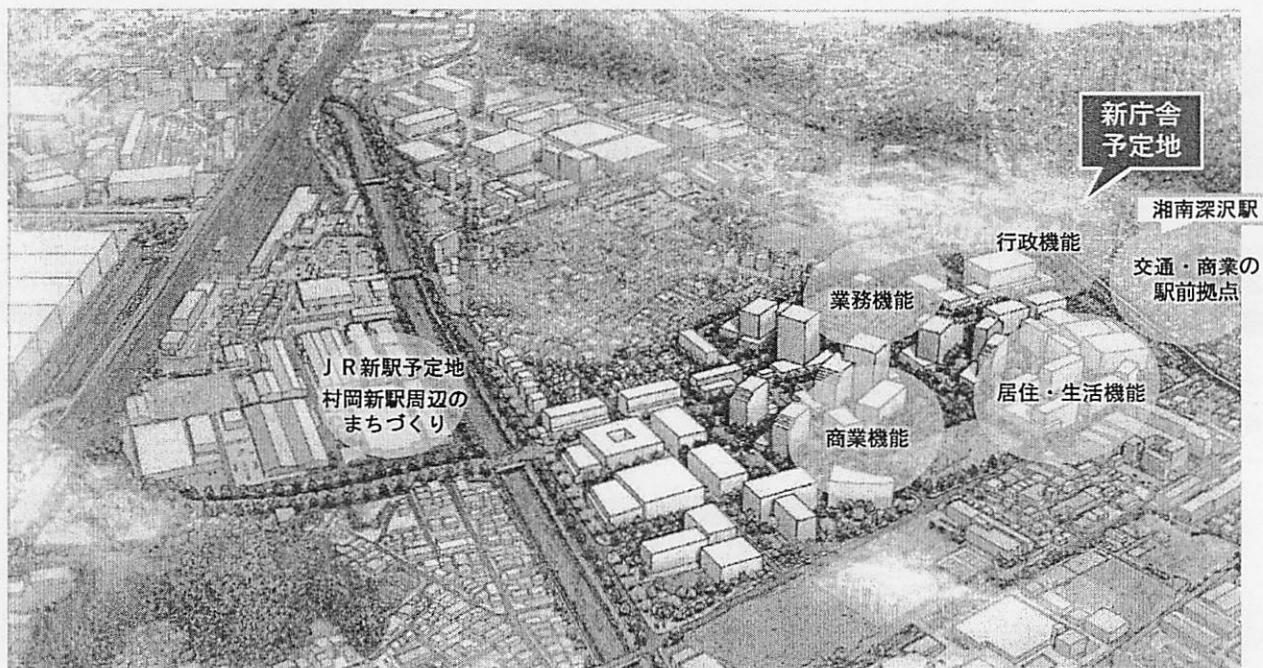
本駅舎に始まり、オフィス・商業・住宅などの建設

※スケジュールは2023年2月時点の想定で、変更となる場合があります。

6



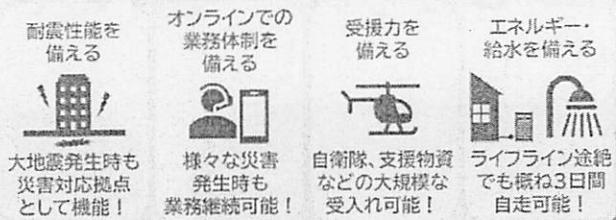
7



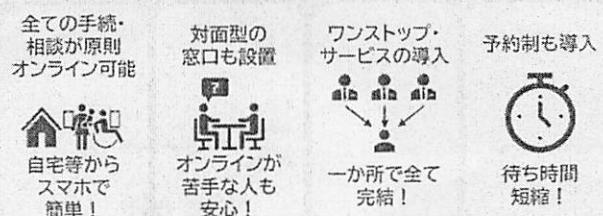
新庁舎は、市庁舎、地域図書館、学習センター、消防本部・消防署を複合した施設の整備を計画しています

8

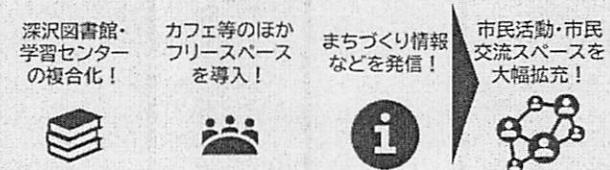
① まもる ~災害に強くなります~



② やさしい ~サービスの提供方法が変わります~



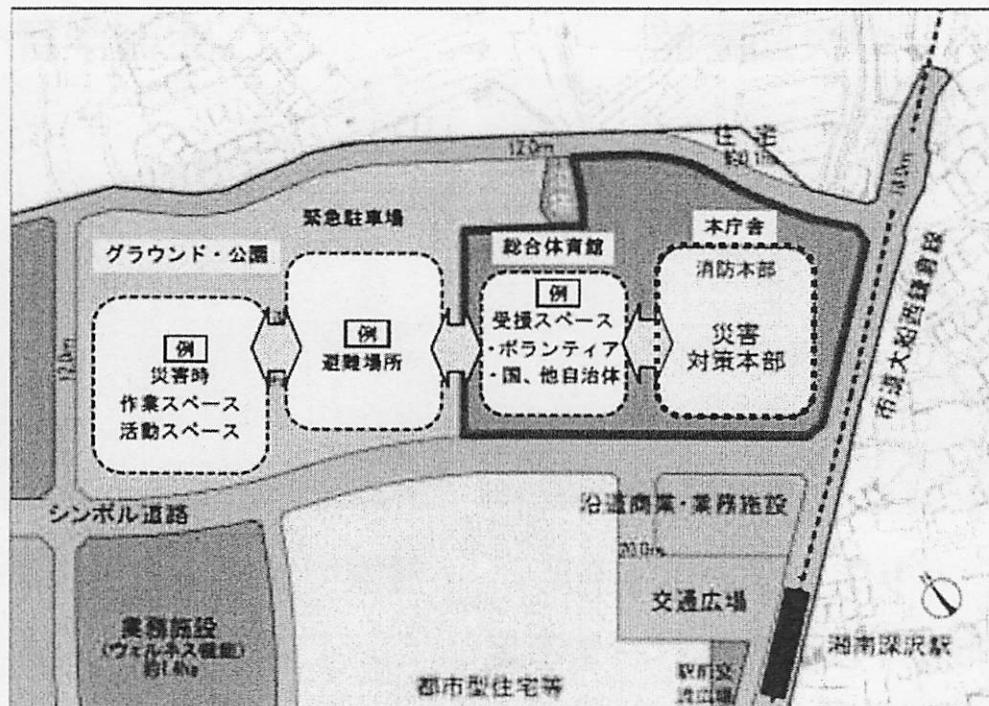
③ つながる ~市民活動スペースが充実します~



# 新庁舎

9

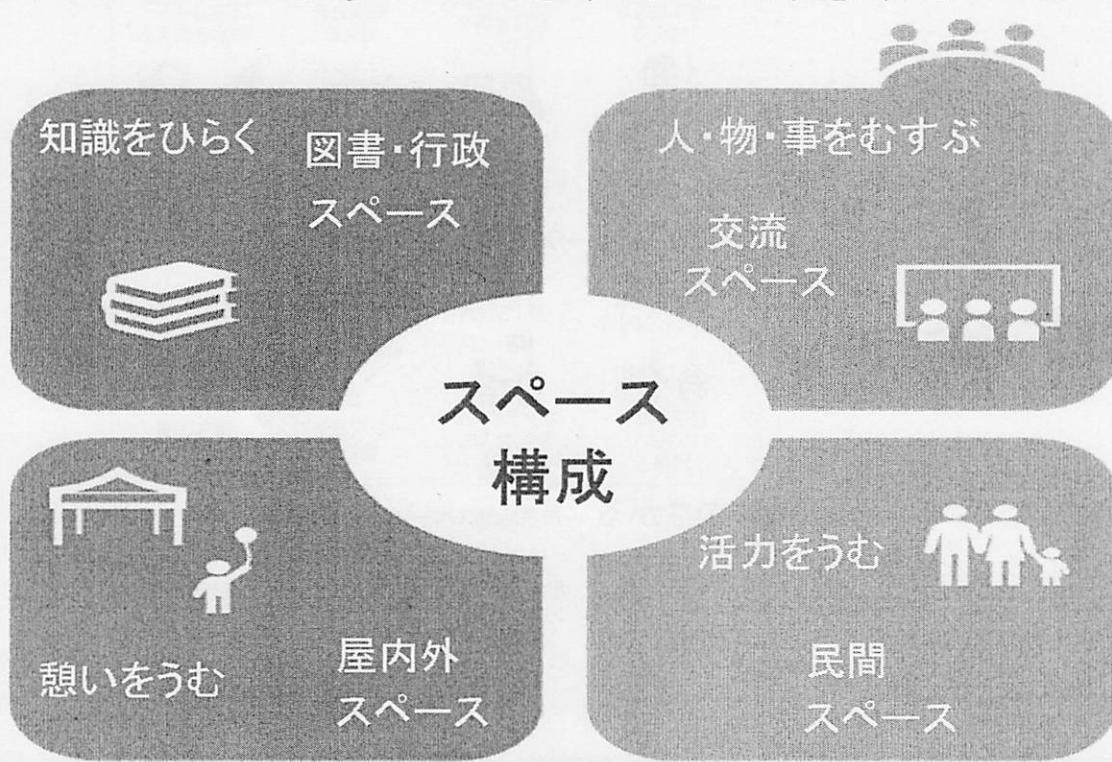
Kamakura City 鎌倉市



- ・災害時、市役所との連携強化（アナログでも連携）
- ・グラウンドや市役所と連携した受援体制の強化
- ・グラウンドや体育館を活用した災害訓練（子どもたちが参加する防災イベント）

10

# 市庁舎現在地 ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら”



11

中央図書館



生涯学習センタ



- ・老朽化、バリアフリー対応不足
- ・蔵書の収蔵や閲覧席スペース不足
- ・学習できるスペースがない
- ・雑談できるスペースは少ない

老朽化による維持管理費の増加の他、  
学習センターは借地

12

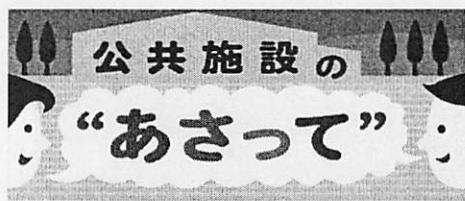
## 図書館・学習センターの事例



## ONE DAY PLAYPARK(市庁舎現在地の体感イベント)



約2,500の方に  
ご来場いただきました



## 本庁舎移転や深沢のまちづくりに関する 「出張意見交換会」のお知らせ

- ・ 「市役所移転の理由がわからない」「深沢のまちづくりの中身がわからない」「これからの公共施設を、市はどう考えているの?」といった市民の方の声をいたくことがあります。市では、できるかぎり多くの方々とまちづくりの取組を共有し、意見交換しながら、いっしょに進めていきたいと考えています
- ・ 地域の方から「本庁舎移転」や「深沢のまちづくり」などについて、説明や意見交換の要望がある場合、身近な場所で「出張意見交換会」を開催します。  
地域共生課までご連絡ください。23-3000（内線2660）

## 2. 戸別収集の実施検討について

# 戸別収集の実施検討について

## 実施理由（なぜ検討するのか）



### ◆クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減

- ・高齢者や子育て世帯、多様なライフスタイルのもとで生活するすべての方々のごみ出し労力の軽減
- ・不法投棄や動物被害の対応、設置場所の調整、当番制による管理などクリーンステーションの維持管理にあたって生じる負担軽減

### ◆ごみの減量のため

- ・ごみ出しの責任が明確化され分別が進み、ごみの減量につながる  
持続可能な収集体制を構築していく

## メリット、デメリット

### ◆メリット

- ・市民のごみ出し労力の削減
- ・クリーンステーション収集に伴う様々な負担軽減につながる
- ・ごみ出し責任の明確化により分別が進みごみの減量につながる

### ◆デメリット

- ・収集箇所の増加により、収集時間がかかるてしまう
- ・車両を増やして収集する必要がある
- ・収集に要する経費が増える

## 疑問点、懸念点

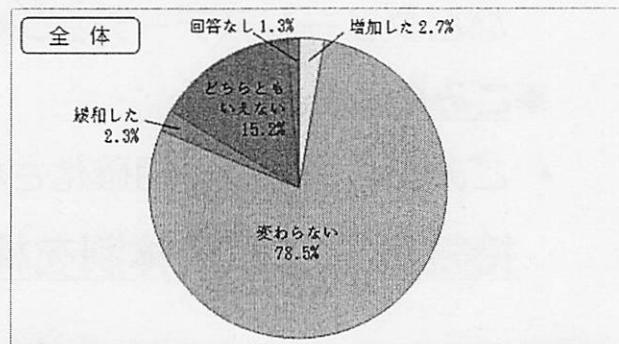
### Q.動物被害が心配。

A.ご家庭に応じたバケツやネットをご用意いただくことを想定しています。また、モデル事業時のアンケート調査では、クリンステーション収集の時に比べ、カラス等の被害が「減った」あるいは「変わらない」と回答した方は83.6%でした。



### Q.交通渋滞がおきるのでは?

A.モデル事業時のアンケート調査では、交通渋滞等道路環境の変化について「変わらない」と回答した方は78.5%でした。モデル事業時にも狭隘道路での収集を行いましたが、問題は生じていません。



19

## 現在の取組み

### ◆収集体制の構築

- 効率的な収集に向けたエリア分けの見直し
- エリア特性（狭隘地区、共同住宅、住宅団地地区など）に応じた収集方法見直し
- 収集曜日、収集回数や分別区分の適正化

### ◆収集、制度構築にあたって必要となる経費の算定

⇒経費に対する考え方を整理した上で、意見公募を行うため全体的な経費見通しを作成

## 今後について

戸別収集のあり方について審議会で審議

⇒実施方針案の策定

⇒市民説明会・実施方針案に対する意見公募

⇒実施方針確定

20

### 3. かまくらこども相談窓口 「きらきら」について

21

開設

# かまくら こども相談窓口 きらきら



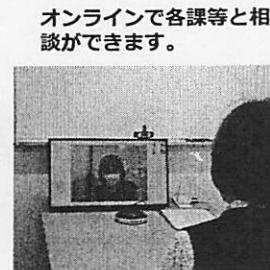
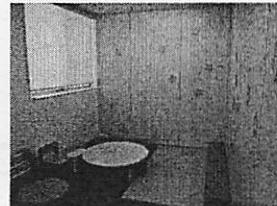
令和5年（2023年）4月3日に相談の拠点となる窓口を市役所第6分庁舎に開設しました！

22

## かまくらこども相談窓口「きらきら」について



- ・ゆっくりとお話を伺ったうえで、必要な部署と連携し、対応します。
- ・関連する担当間で情報を共有し、部署の垣根を越えた支援に繋げます。
- ・窓口からオンラインでの相談もできます。



23

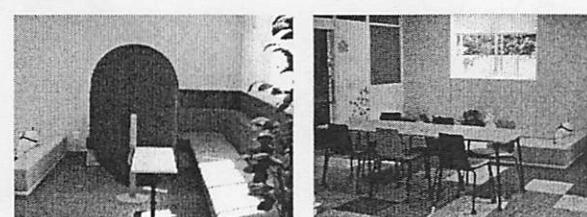
## かまくらこども相談窓口「きらきら」について

- ・子育てメディアスポットを市役所本庁舎から移設するとともに、情報発信コーナーを拡大しています。



情報発信エリアを拡大しています。また、子育てに関する書籍や子供向けの本等を配置するエリアを設けています。

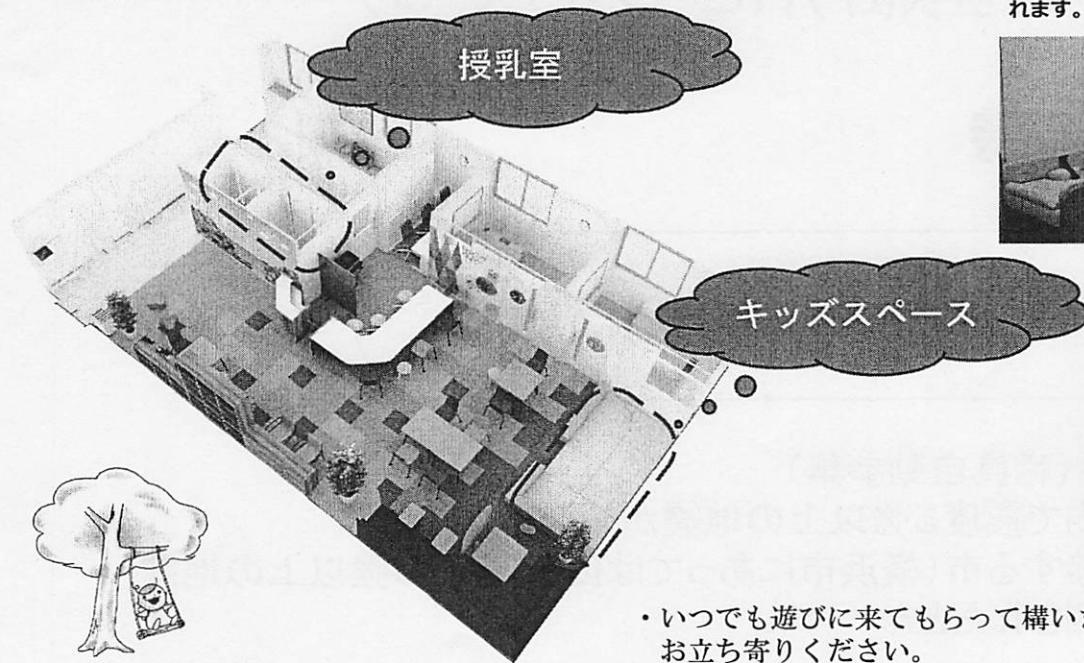
ラウンジでは休憩や離乳食の持ち込みもできます。



24

## かまくらこども相談窓口「きらきら」について

- ・授乳室（2部屋）やキッズスペースを設置しています。



授乳室は個室で鍵もかけられます。



キッズスペース、絵本、おもちゃも揃っています。



- ・いつでも遊びに来てもらって構いませんので、お気軽にお立ち寄りください。

## 4. 災害時の避難所について

# 災害時の避難所について①

## ● 地震災害時

**市立小中学校（25校）**

開設条件（職員自動参集）

- 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき
- 隣接する市（横浜市にあっては区）で震度5強以上の地震が観測されたとき

27

# 災害時の避難所について②

## ● 風水害時

**市立小学校（16校）  
行政センター（4か所）  
ほか**

28

令和5年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	05 鎌倉東-1
テー マ	鎌倉消防署移転計画の早期実現について
内 容 詳 細	令和5年2月18日(土)十二所公民館にて、鎌倉消防署斎藤副署長及び公的不動産活用課員全5名の方から鎌倉消防署移転の概要についてのお話がありました(材木座地区、雪ノ下地区でも説明済)。今後高い確率で起こりうる地震及び津波に対し、鎌倉地区の司令塔としての役割は重要と考え最優先に建設を希望します。今後の計画をお聞かせください。
担 当 部 課	公的不動産活用課 消防総務課

議題に対する回答等	
鎌倉地区の消防施設の再編については、現在、候補地の取得について、土地の所有者と協議を行っており、候補地の3区画のうち、法人が所有する1区画について、令和5年5月末に、長谷二丁目にある旧稻瀬川保育園用途の土地交換についての契約を締結したところです。(ただし、土地の引き渡しは、夏以降になる見込みです。) 今後、残りの候補地の取得に向けて引き続き協議を進め、取得ができた後に、施設の基本設計・実施設計を行い、工事、運用開始となる見込みですが、時期については、現時点では未定です。	
添付資料	

令和5年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	05 鎌倉東一2
テー マ	消防署統廃合に伴う浄明寺出張所跡地の利活用について
	鎌倉地域の消防施設再編についての、市・消防署からの説明会で、長期計画(2026～2053 対応分)として消防署の統廃合を行い、浄明寺出張所を廃止し、跡地は売却予定との説明であった。高齢化が鎌倉でも特に顕著な当地区住民の大多数は存続を希望しているが、計画が予定通りに進捗した際には、浄明寺出張所跡地を売却ではなく、近隣住民が有効利用できる場、施設※又は将来的に消防・救急の基地として使用できるよう残して戴きたい。  ※通常時は自治会館若しくはコミュニティプラザとして利用し、有事には緊急避難場所として使用する等
内 容 詳 細	
担当部課	公的不動産活用課 消防総務課

議題に対する回答等	
市 の 公 共 施 設 再 編 の 基 本 的 な 考 え 方 と し て は 、 施 設 の 跡 地 は 売 却 や 貸 付 を 行 い 、 歳 入 を 確 保 し 、 施 設 の 整 備 や 維 持 管 理 費 に 充 て る こ と を 想 定 し て い ま す 。	
そ の 中 で 、 例 え ば 、 鎌 倉 消 防 署 移 転 後 の 跡 地 は 、 津 波 浸 水 想 定 区 域 と い う こ と を 考 慮 し 、 売 却 し て 売 っ て 終 わ り と い う こ と で は な く 貸 付 と い う 形 で 、 津 波 避 難 に 資 す る 機能 の 付 与 を 民 間 事 業 者 の 利 活 用 の 条 件 と す る こ と な ど が 考 え ら れ ま す 。	
浄 明 寺 出 張 所 の 跡 地 に つ い て も 、 地 域 に 資 す る 形 で の 利 活 用 が 考 え ら れ る か な ど を 検 計 し て い き た い と 考 え ら れ て い ま す 。	
添 付 資 料	

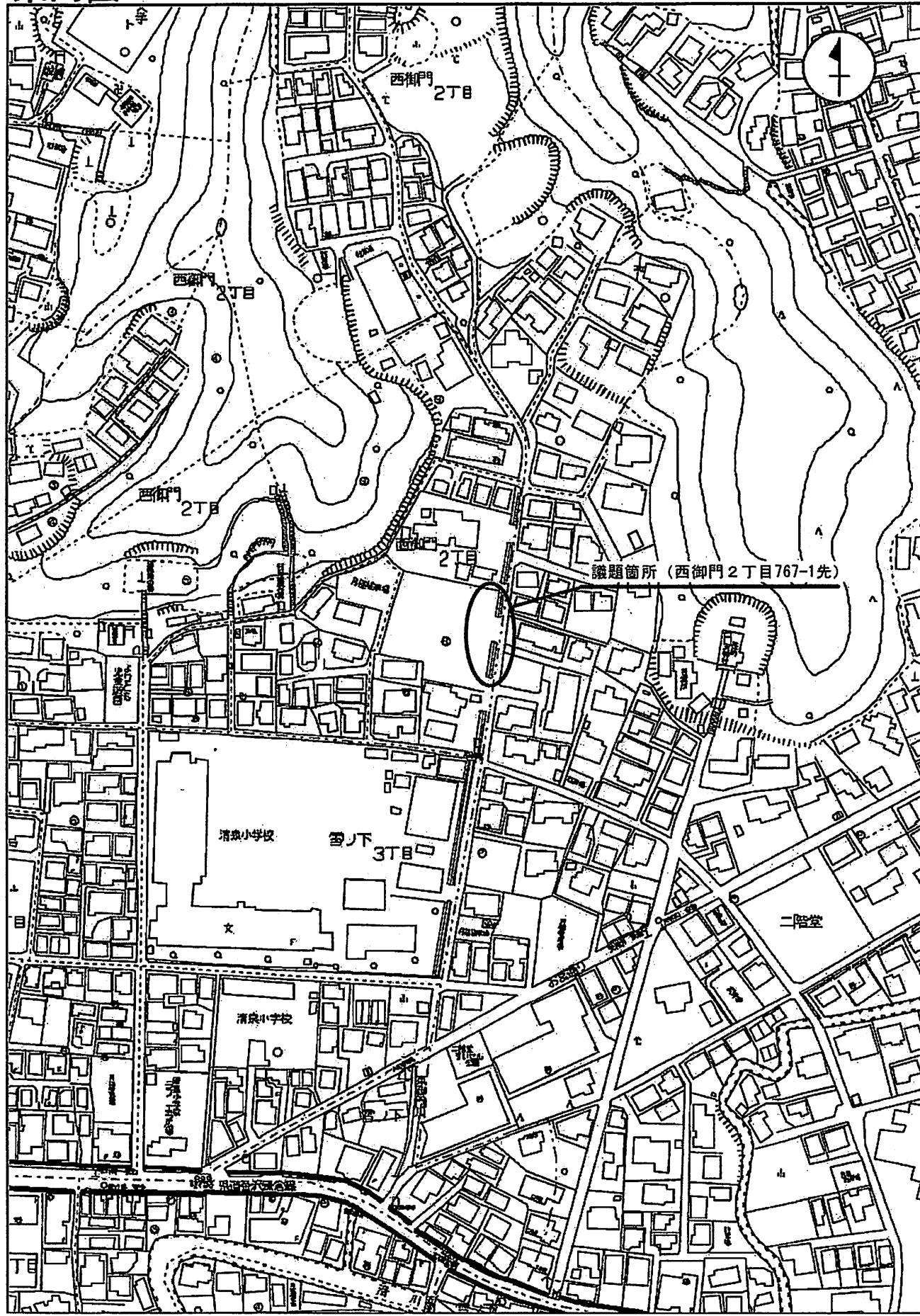
## 令和5年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番号	05 鎌倉東-3
テーマ	東御門川護岸改修工事について
内容詳細	西御門2丁目767-1で新築計画があり造成時、改修工事を行うと思います。鎌倉市指定の景観重要建物「旧村上邸」に隣接している場所でもあり、良好な景観を守るべく東御門川護岸工事に是非、鎌倉石を使った改修の実施を事業者もしくは市施行を含めてご検討の程お願い致します。
担当部課	下水道河川課、都市景観課

議題に対する回答等	
<p>現在の護岸及び土留めの状況について、安全性に不安があることから適切な補強等を行うこと及び、鎌倉市都市景観条例に基づく「景観配慮協議」時に行う事業者との協議の中で護岸の補修の際には、適切な計画にするよう助言を行いました。その結果、事業者からも補修等の検討を行う旨の回答を得ています。なお、個人の所有物である当該地の護岸の改修等を市で行うことはありません。</p> <p>また、鎌倉石は、現在採掘されていないことから入手困難な資材であること、摩耗しやすく強度の弱い材質であることなどから、補修等の際に別の資材を使用することもやむを得ないものと考えています。</p> <p>なお、東御門川沿いの市有地内において護岸工事が必要となった場合は、護岸構造の安全性を確保しつつ、可能な限り、景観に配慮した意匠にすることを検討します。</p>	
添付資料	案内図、写真

# 案内図

1/2500





現地状況（西御門2丁目767-1先）

令和5年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	05 鎌倉東一4
テー ム	野村総研跡地にゴミ処理施設を建設して戴きたい
内 容 詳 細	<p>現地は丘陵地のため梶原口から専用道路により処理場まで独自に誘導することが出来、地下式又は半地下式の処理場を構築すれば良いと思っています。</p> <p>なお、上層部には防災の丘公園や温水プールを造り市民の憩いの場が出来ると良いと考えます。また、近隣住民の方々には温水配管をしたら喜ばれるのではないか。</p>
担 当 部 課	環境施設課

議題に対する回答等

本市では、限られた資源やエネルギーの有効利用による環境負荷の少ない循環型社会の形成をめざす「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現に向け、ごみの減量・資源化を推進しています。

燃やすごみの処理手法については、焼却施設を建設する場合と建設せずに資源化を進めた場合を比較した結果、資源化することに方針転換することが妥当であると判断し、平成31年(2019年)3月に「将来のごみ処理体制についての方針」を公表しました。

徹底した減量・資源化を進め、燃やさざるを得ないごみについては、「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」(令和2年(2020年)8月策定)に基づき、逗子市の既存焼却施設で処理することとしています。

国においても、焼却施設を中小規模の自治体が単独で保有するには財政的負担が大きく、エネルギー回収の効率や人材不足、気候変動への対応の必要性から、広域化や民間活力の導入による施設の大規模化・集約化を進める考えが示されています。

現在、名越クリーンセンター稼働停止後の広域処理に向け、同センター跡地に建設する予定の可燃ごみ中継施設の整備基本計画の策定を進めており、クリーンセンター周辺自治町内会で構成する協議会と協議を行っているところです。

名越クリーンセンター稼働停止後も、安定的かつ適正なごみ処理ができるよう、取組を進めてまいります。

添付資料

令和5年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	05 鎌倉東一5
テー マ	市役所移転後の現庁舎の災害対応について
内 容 詳 細	市役所が移転すると、現庁舎の総合防災課も移ってしまう。旧鎌倉地区で災害が発生した時に、市の支援体制はどうなるのか、現庁舎跡地にできる新しい建物に防災セクションは残るのか教えて欲しい。また、避難所の開設について市の職員が庁舎移転後どう対応するのか、その具体的なマニュアルがあれば示してほしい。
担 当 部 課	市街地整備課 総合防災課

議題に対する回答等

【市街地整備課】

防災セクションにつきましては、新庁舎への配置を予定しておりますが、市役所移転後の支援体制は、現庁舎と鎌倉地域以外の4つの地域における支援体制と同様にしっかりと整備し、全市的な防災体制を再構築していく考えです。

市役所現在地は、地域防災の拠点となるように災害時を見据えた施設整備を目指しており、地域住民のための防災機能として、平時には、防災意識を支える周知・啓発活動や多世代への防災に関する学びの場などの機能を、災害時には、情報発信機能、避難者一時受入機能、ボランティアなどの地域活動拠点などの機能を提供できるなど、地域防災に寄与する施設整備の検討を進めています。

【総合防災課】

災害が発生した場合には、市は必要に応じ災害対策本部を設置し対応にあたります。災害時の被災状況の把握や今後の対応方針を決めるため、市役所内の災害対策本部室において災害対策本部本部会議や関係機関との情報共有等を行うこととなります。市内の被災状況により、前線で災害対応を行う必要がある場合には現地災害対策本部を設置し対応にあたります。

なお、市内又は隣接する市・区（藤沢市、逗子市、横浜市栄区・戸塚区・金沢区）で震度5強以上の地震が観測されたときには、あらかじめ定められた職員が市内25か所の避難所（ミニ防災拠点）に自動参集し避難所を開設するほか、応急復旧活動に従事する職員の体制については鎌倉市職員の初動時非常配備要綱に定めています。

添付資料

鎌倉市職員の初動時非常配備要綱（総合防災課）

○鎌倉市職員の初動時非常配備要綱

昭和51年5月1日府達第1号

府中一般 各支所

改正

昭和62年3月28日府達第7号

平成17年1月28日府達第4号

平成18年3月31日府達第4号

平成19年3月30日府達第18号

平成30年3月30日府達第6号

平成31年3月28日府達第4号

令和4年3月28日府達第6号

鎌倉市職員の初動時非常配備要綱を次のように定める。

鎌倉市職員の初動時非常配備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鎌倉市災害対策本部条例施行規則（昭和49年6月規則第19号。以下「規則」という。）第10条第3項の規定に基づき、鎌倉市職員の初動時の非常配備体制の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(班の編成)

第2条 初動時における非常配備体制は、一般班及び特別班とし、その編成は次のとおりとする。

(1) 一般班

班の名称	班の構成員
鎌倉地域班	別に定める。
腰越地域班	
深沢地域班	
大船地域班	
玉縄地域班	
ミニ防災拠点班	

(2) 特別班

班の名称	班の構成員

公的不動産活用班	別に定める。
健康福祉部班	
環境部班	
都市整備部班	
開発指導班	
建築指導班	

- 2 前項に定める特別班は関係課等の職員（本部長が特に認める者を除く。）をもって構成し、一般班は特別班に属する職員以外の職員のうちから本部長が指名する者をもって構成する。
- 3 第1項に定める一般班の各地域班に地域責任者を置く。
- 4 第1項に定める一般班及び特別班に班責任者、補助者及び班員を置く。  
 (非常配備の方法)

### 第3条 非常配備の方法は、次のとおりとする。

- (1) 自動参集
- (2) 参集命令
- 2 前項第1号の参集は、次の各号のいずれかに該当したときに行うものとする。
- (1) 市内で震度5強以上の地震が観測されたとき。
- (2) 隣接する市（指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19に規定する指定都市をいう。）にあっては隣接する区）の地震震度観測地点において震度5強以上の地震が観測されたとき。
- 3 本部長から第1項第2号の参集命令が発せられた場合は、次に定めることを行うものとする。
- (1) 規則別表第1に定める本部事務局の部長は、同事務局の本部連絡班の班長をして、同表に定める部長及び副部長に連絡すること。
- (2) 本部連絡班の班長は一般班の各地域責任者に、当該地域責任者は管内各班責任者に、班責任者は補助者及び班員にそれぞれ連絡すること。
- (3) 特別班を所管する部長は当該特別班の班責任者に、当該班責任者は補助者及び班員にそれぞれ連絡すること。
- (参集場所)

### 第4条 前条の規定に基づき非常配備に就く一般班の班員は次表に定める場所に、特別班の班員は本庁にそれぞれ参集するものとする。

班の名称	参考場所
鎌倉地域班	本庁
腰越地域班	腰越支所
深沢地域班	深沢支所
大船地域班	大船支所
玉縄地域班	玉縄支所
ミニ防災拠点班	各ミニ防災拠点（鎌倉市立小中学校）

2 前項の規定にかかわらず、特定の場所を指定された場合は、当該場所に参考するものとする。

(職務)

第5条 一般班の地域責任者は、規則別表第1に定める本部事務局の部長の命を受け、所管地域の事務を総轄掌理する。

2 特別班の責任者は、当該特別班を所管する部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

3 一般班の各班責任者は、地域責任者の命を受け、その班の事務を掌理し、所属班員を指揮監督する。

4 一般班及び特別班の補助者は、班責任者を補佐し、上司の命を受け、その班の事務を処理し、所属班員を指導する。

5 班員は、上司の命を受け、その事務に従事する。

6 第1項及び第2項に規定する責任者は、災害の状況が急迫し、上司の指示を受けるいとまがないときは、その指示を待たずに直ちに業務に着手し、事態に対処する措置を講ずることができる。この場合には、その旨を速やかに上司に報告し、その後の措置について指示を受けなければならない。

(職務代理)

第6条 一般班の地域責任者及び班責任者並びに特別班の責任者に事故があるときは、あらかじめ上司の指名するものが、その職務を代理する。

(班の事務分掌)

第7条 第2条第1項に定める一般班及び特別班の事務分掌は、別表のとおりとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

## 付 則

この要綱は、庁達の日から施行する。

### 付 則（昭和62年3月28日庁達第7号）

この要綱は、昭和62年4月10日から施行する。

### 付 則（平成17年1月28日庁達第4号）

この要綱は、庁達の日から施行する。

### 付 則（平成18年3月31日庁達第4号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 付 則（平成19年3月30日庁達第18号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 付 則（平成30年3月30日庁達第6号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 付 則（平成31年3月28日庁達第4号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

### 付 則（令和4年3月28日庁達第6号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、庁達の日から施行する。

## 別表（第7条）

### 班の事務分掌

班の名称	事務分掌
一般班 鎌倉地域班 腰越地域班 深沢地域班 大船地域班 玉縄地域班	(1) 災害情報、災害対策活動、動員状況等のとりまとめ及び本部への報告に関すること。 (2) 庁舎等関係施設の保全及び警備に関すること。 (3) 地域の自治町内会及び自主防災組織への情報の伝達に関するこ と。 (4) 通行止め等の道路状況に関すること。 (5) 応急給水活動に関すること。 (6) り災世帯及び災人員の確認に関すること。 (7) 応急給食及び応急衣料品の給与に関すること。

		<p>(8) 負傷者の応急救護並びに死亡者の身元確認に関すること。</p> <p>(9) その他災害応急活動及び他班（特別班を含む。）の応援に関すること。</p> <p>(10) ボランティア団体の受入れ、調整に関すること。</p>
	ミニ防災拠点班	<p>(1) 災害情報、対策活動、動員状況等のとりまとめ及び地域責任者への報告に関すること。</p> <p>(2) 避難所の保全及び警備に関すること。</p> <p>(3) 避難所の開設及び運営に関すること。</p> <p>(4) り災世帯及び災人員の確認に関するこ（避難者名簿の作成を含む。）。</p> <p>(5) 応急給食及び応急衣料品等の給与に関するこ。</p> <p>(6) 負傷者の応急救護に関するこ。</p> <p>(7) ボランティア団体の受入れ、調整に関するこ。</p>
特別班	公的不動産活用班	規則別表第1 総務部の部公的不動産活用班の項に掲げる事務分掌事項
	健康福祉部班	規則別表第1 健康福祉部の部健康福祉班の項及び市民健康班の項に掲げる事務分掌事項
	環境部班	規則別表第1 環境部の部環境政策班の項、美化衛生班の項及び清掃班の項に掲げる事務分掌事項
	都市整備部班	規則別表第1 都市整備部の部都市整備班の項から作業班の項までに掲げる事務分掌事項
	開発審査班	規則別表第1 都市景観部の部開発審査班の項に掲げる事務分掌事項
	建築指導班	規則別表第1 都市景観部の部建築指導班の項に掲げる事務分掌事項

令和5年度ふれあい地域懇談会 第2部 回答票

番 号	05 鎌倉東一6
テー マ	扇ガ谷今小路の通学路としての安全性確保のために
内 容 詳 細	<p>○問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①今小路を通る観光客の増加(横に広がる・立ち止まるなど)。</li> <li>②市役所前から八幡宮方面へ抜ける(迂回する)車の割合が非常に多い。</li> <li>③途中の駐車場が平日でも満車が多く、駐車待ちや付近では違法駐車もある。</li> <li>④T字路・交差点(四つ角)のミラーが見づらく車・歩行者共に危険である。</li> </ul> <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市役所前の交差点へ集中して来る車をよりスムーズに流せないか。</li> <li>②店舗には駐車スペースの確保、飲食店には入口までのアプローチの確保の要請。</li> <li>③昔からの道幅や新たなる歩道設置には限界がある以上、今後は道路のキャパシティーを越えないように、流入車両や迂回車両数をコントロールして行く事や、新たな出店の規制など、トータルで考える必要があると考えます。</li> </ul>
担 当 部 課	都市計画課 市街地整備課 都市調整課

議題に対する回答等

①市役所前交差点の改善については、これまで向かいの交差点角の土地が売りに出た際に市で取得し、道路線形の改良や人だまり空間を確保するとともに、御成小学校用地を歩道として活用するため生け垣をセットバックして今小路通りの歩道拡幅整備を行ってきたところです。

市役所前交差点へ集中する車をよりスムーズに流すためには交差点への右折レーン設置や歩道整備などが必要となります、既に建物が立地しており整備が進まない状況です。

市役所前交差点の整備には、土地の取得などが必要となることから時間はかかりますが、できるところから改善に向け取り組んでまいります。

②新たに出店される場合で開発事業条例の手続きが必要となる規模の店舗等の建築に係る開発事業が計画された際は、手続において駐車スペースが確保できるよう協議・指導してまいります。

③本市では、鎌倉地域における交通渋滞の緩和を目的として、「パーク＆ライド」や「鎌倉フリー環境手形」の取り組みを行っております。

また、令和3年7月1日からは、大船パーク＆ライドの運用を開始し取り組みを拡大するとともに、令和4年2月1日から同年12月28日までスマートフォンアプリ「スイスイ旅」を活用し、パーク＆ライドの利用促進を図りました。併せて、ラジオ放送を活用し鎌倉の交通情報を発信するとともに、公共交通への転換の促進に努めました。

今後も引き続き、「パーク＆ライド」や「鎌倉フリー環境手形」の利用促進を進め、鎌倉地域の交通環境の改善に努めて参ります。

添付資料